

「軽井沢少年自然の家」を引き続き活用していくことを求める決議

軽井沢少年自然の家が立地する土地は、昭和25年から30年にかけての林間学校をきっかけに、軽井沢の地に区立園舎を設置したいとの機運の高まりにより、当時の区議会議員全員の寄付による財源を動機として昭和31年7月に開設し、60年以上の歴史を有するものである。

かつての林間学校でのできごとや、少年自然の家での宿泊学習で過ごした楽しい思い出を親子で共有する方も多く、社会教育施設や貴重な研修の場として伝統が積み重ねられた、区民にとって数少ない貴重な財産のひとつである。

しかしながら、現在、軽井沢少年自然の家は、施設の老朽化や児童・生徒の校外学習をとりまく社会状況などにより、当面の間、Ⅱ期施設は目的外で使用されているものの、Ⅰ期施設は平成28年度から使用がされない状態となっている。

軽井沢少年自然の家の現状把握のため、6月に子育て文教委員会が行った行政調査で、特に施設全体を見たところ、大規模改修または改築によって、各方面にも十分対応できるものであることを確認した。

また、軽井沢の地が有する豊かな自然環境と文化は、区民が区内で得ることができないものでもあり、今後も多いに活用されるべき資源であることも再認識した。

鎌倉・保田両臨海学園、箱根林間学校など、合理化と効率性の名のもとに売却が重ねられ、世代をまたいで共通の思い出が語れる施設・場所が失われていく中、さらにこの施設を手放すことは、世代間のコミュニケーション、延いては地域コミュニティにも影響を及ぼすものである。

よって、本区議会は、教育と文化の象徴とも言える軽井沢少年自然の家とその土地が、区民にとって貴重な財産であることを再度認識した上で、安易に売却することなく存続させ、次世代に引き継ぐべく、将来の使用方法も含め、活用策を早急に示すことを区に対して求めるものである。

以上、決議する。

平成28年12月13日

千代田区議会